

納税者権利憲章(法)制定に向けた 新たな動きを読む

～納税者支援調整官の刷新/法制化とパッケージで

2025 年税制改正法付帯決議13に納税者権利憲章策定の努力義務が明記されました。新たな局面を迎えています。なお、納税者権利憲章(法)を制定・公表した諸外国では納税者の苦情を聴く独立した苦情処理機関を設けています。納税者の権利を確立するには、憲章(法)と苦情処理機関はセットで、いわば 1 枚のコインの表裏のような関係。わが国に納税者支援調整官という国の税務に対する納税者の苦情を聴く仕組みがあります。しかし、その存在は十分に周知されていません。憲章の制定と併せて納税者支援調整官を、国民・納税者に大きく開かれた仕組みに刷新が急務です。

① 納税者権利憲章(法)制定に向けた新たな動き [レジメ]

～韓国のパッケージを読む～

石村耕治(TCフォーラム共同代表／白鷗大学名誉教授)

② 納税者支援調整官をどう使うのか、どう使われているのか、刷新のポイント

平石共子(TCフォーラム事務局長／税理士)  [レジメ] 11/27 資料修正

日時:2025 年 11 月 26 日(水)午後 2 時～4 時 30 分

会場:衆議院第 1 議員会館 第 6 会議室 +ZOOM による開催

- ※ 衆議院第1議員会館入り口で1時 30 分より入館証を配布します。
- ※ ZOOM に 1 時 30 分から入れるように準備しますので、どうぞたくさんの参加をお待ちしています。レジメは後日メール及びホームページで配信します。
- ※ ZOOM 参加の場合、メールアドレス(info@tc-forum.net)に、「11 月 26 日参加」と送信していただくようにお願いします。



納税者権利憲章をつくる会/TCフォーラム
Forum for a Taxpayers' Charter of Rights

®

連絡先:豊島区南池袋 2-26-5-5F 第一経理内／事務局 平石

TEL03-3980-9215／E-MAIL info@tc-forum.net